

訴訟の提起等に関するお知らせ

株式会社ポイントプラス（以下、「当社」という）は12月7日、札幌地方裁判所において生活協同組合コープさっぽろ（以下、「コープさっぽろ」という。）及びその子会社のデュアルカナム株式会社（以下、「デュアルカナム」という。）に対し訴訟を提起いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

1. 訴訟に至った経緯及び理由

2009年10月頃、コープさっぽろは、その子会社であるデュアルカナムに宝箱システムのリニューアル開発を委託し、2011年3月、新システムはリリースされ、同8月末までに7拠点の宝箱サービスの新システムへの移行を完了しました。

宝箱システムの独占的使用権を保持する当社は、デュアルカナムより新システムの開発および移行への協力を求められたことから転使用の許諾を与えるとともに、デュアルカナムに開発関連費用負担金を支払い、現行システムとその運用に関する情報開示、新システムの機能要件定義のための分析、資料作成、複数回の東京出張をとまなう打ち合わせ、データテスト、動作検証、移行のための各所との調整など求められる内容をすべて自社の費用により負担し、なおかつ、新旧システムの平行稼働期間中の運用費重複分、旧システムの廃却損などもすべて負担しました。

ところが、新システムへの移行が完了した同9月になり、新システムの呼称をトレジャー・データとしたことをもって、これは従来の宝箱システムとはまったく別個のものであり、新たなライセンス契約の締結が必要であると説明され、同3月付けで先に締結していた新システムのライセンス契約を破棄し、月額利用料の大幅増額と利用者を拡大するために代理店を当社を含めて3社とすることを提案してきました。交渉の結果、当社の既に契約している既存契約の権利を消滅させて営業権を毀損することはしない、新たな代理店には当社の既存契約者以外の者と契約して利用する権利を与えるだけであり、当社の営業権は侵害しないとの事であった為、当社は新しいライセンス契約をデュアルカナムと締結しました。

しかし、それに反して同10月、デュアルカナムからライセンス許諾を得たという株式会社アジェントリクス・エーピー（以下「アジェントリクス」という。）がコープさっぽろの宝箱サービス利用者に、次年度利用契約を自社に対して申し込むことを求める文章を発送しました。そして同時期、コープさっぽろは、当社との業務契約が期中に終了するので、次年度利用契約はアジェントリクスへ申し込むよう求める通知を利用者に複数回にわたり発信する一方、当社に対しては一切の事前協議なしに、宝箱サービス業務契約を2012年3月31日で終了すると通告してきました。

以上のコープさっぽろ、デュアルカナムの諸行為は、不当な意図のもとに、いずれも共同して当社の、商品販売関連情報提供の各社およびシステム利用の各社に対する営業権を著しく不法に侵害する行為であり、のみならず、チラシデータ等に関する著作権やノウハウなど当社の権利を不法に侵害するものであることから、二者に対し不当行為の中止と協議の申し入れを行いました但し容れられず、やむなく提訴に至ったものであります。

2. 本訴訟の概要

(1) 当事者

原告	株式会社ポイントプラス
	代表者 代表取締役社長 加我 稔
原告訴訟代理人弁護士	太田勝久
同	尾崎祐一
同	山下 剛

被 告

生活協同組合コープさっぽろ

代表者 理事長 大見英明

デュアルカナム株式会社

代表者 代表取締役 大見英明

(2) 主な訴求内容は、以下のとおりです。

損害賠償請求事件

損害賠償請求額、金 4 億 9163 万 1283 円

3 . 今後の見通し

本訴訟の進捗に応じて適時情報開示を行ってまいります。

今後とも当社は P O S 情報開示による M D 戦略のなお一層の向上に努力してまいります。